

# 幼児教育・保育の無償化について

## 【無償化の対象となるには】

- お住まいの市区町村保育担当課へ、認定申請手续が必要です。  
※市区町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

## 【無償化となるのは】

- 3～5歳児クラスの子ども → 月額 37,000 円まで
- 0～2歳児クラスの住民税非課税世帯の子ども → 月額 42,000 円まで

※保育所（園）、認定こども園、幼稚園（※預かり保育事業が基準以上の園）に在籍している方は、認可外保育施設、病児・病後児保育事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）の利用料は無償化の対象外です。

※通園送迎費、給食費、行事費などは、保護者負担です。

## 【無償化までの流れ】

- 認定申請手続 → 市区町村から認定通知 → 施設を利用、保育料を支払  
→ 市区町村へ給付申請手続 → 無償化分の金額が指定口座へ振込み  
※給付申請手続については、認定通知を受けた方に、後日お知らせします。

## 【その他】

- 無償化の対象とならない場合も、認可外保育施設等は利用できます。
- 申請は年度途中でも受け付けています。保育の必要性が生じたら随時申請してください。

## ◎申請手続について

無償化の対象となるには、認定申請書及び添付資料の提出が必要です。

裏面「保育の必要性の認定に係る申請手続について」をよくお読みになり、認定申請書に必要事項を記入の上、原則、認定希望日（施設利用開始日）の2週間前までにお住まいの市区役所（町村役場）保育担当課へご提出ください。※施設から申請書をもらった方は、施設が定める期限までに、施設に提出してください。

# 保育の必要性の認定に係る申請手続について

## 1 提出書類

対象	要件	必要書類
認定希望日時点で3歳児 (3歳になってから最初の3月31日を過ぎた子ども)～5歳児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書(認定種別の2号を選択してください)</li> <li>・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類</li> </ul>
認定希望日時点で0歳～満3歳児(3歳になってから最初の3月31日までの間の子ども)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の必要性がある方 ※月64時間以上の就労を常態とする方など</li> <li>・市区町村民税非課税世帯※<sup>1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのための施設等利用給付認定・変更認定申請書(認定種別の3号を選択してください)</li> <li>・【2 保育の必要性の認定及び添付書類】に記載の書類</li> <li>※市区町村民税非課税世帯で令和6年1月1日に富士見市に住所がなかった方は、令和6年1月1日に住民登録のあった市区町村発行の令和6年度市区町村民税非課税証明書(保護者全員分)が必要です(コピー可、源泉徴収票は不可)。※<sup>2</sup></li> </ul>

※1 要件に該当するかどうかは、4月～8月分の利用については前年度市区町村民税、9月～3月分の利用については当該年度市区町村民税を基に判定します。

※2 令和7年9月以降の認定申請をする方は、「令和6年」を「令和7年」に読み替えてください。

## 2 保育の必要性の認定及び添付書類(添付書類は、保護者全員分必要です)

※保育の必要性が認定されるのは、児童の保護者(児童の父母等)のいずれもが、次の1から7までのいずれかの「保育を必要とする理由」に該当し、かつ、児童の保育が必要な場合です。

(例) 父と母が月64時間以上の就労を常態としている場合→父と母それぞれの就労証明書を添付

	保育を必要とする理由	認定期間	添付書類
1	月64時間以上の就労を常態としている場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労証明書※お勤めの会社を書いてもらうものです。</li> <li>・自営業等申告書(自営業主・自営協力者・内職の方及び就労先が複数ある方)</li> <li>※産休・育休中及び就労内定の方は、同意書も必要</li> </ul>
2	母親が出産を予定している場合	出産予定月及びその前後2か月の計5か月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日の記載欄)</li> </ul>
3	病気・負傷又は心身に障害がある場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断書(保育施設入所申込み・支給認定用)</li> <li>※障がいによる手帳等の交付を受けている方は、手帳の写しも必要です。</li> </ul>
4	病気や心身に障害のある親族を、常時看護・介護している場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・被介(看)護者の状態が分かる資料(例:介護認定証、入院治療計画書、診断書など)</li> </ul>
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明書</li> </ul>
6	求職活動を継続して行っている場合	最長3か月間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・求職活動申告書兼誓約書</li> </ul>
7	就学又は技能習得のための職業訓練を受けている場合	小学校就学までの必要な期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在学していることが分かる資料(在学証明書等)</li> <li>・カリキュラム等の時間割</li> </ul>

### ●問合せ先

〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1 富士見市子ども未来部保育課 ☎ : 049-252-7105